

第5回 小樽商科大学 経営協議会 議事要旨

日 時：平成16年12月21日（火）14：00から

場 所：第二会議室

出席者：秋山学長，山本理事（学術担当副学長），佐々木理事（財務担当），遠藤委員（経済学科教授），小原委員（学外委員），作田委員（学外委員）

欠席者：奥田委員（アントレプレナーシップ専攻教授），逢坂委員（学外委員），鎌田委員（学外委員），榊原委員（学外委員）

陪席者：和田理事（教育担当副学長），土橋監事（業務担当），西田監事（会計担当）

議事に先立ち，学長から，作田和幸氏に経営協議会委員就任の辞令が交付された。

引き続き学長から，既に知らせしているように，委員の突然の入院に伴い，定足数を割る事態が起きたが，早急に審議を要する議案もあることから，緊急の措置として，あらかじめ全委員に資料を配付し，4人の欠席委員に委任状をお願いして開催することとした。本日欠席している4人の委員から，私（学長）を代理人とする委任状の提出があったため，定足数を満たした旨発言があった。

次いで学長から，事前に配付している第4回（持ち回り会議）及び第3回（6月28日）開催の議事要旨の確認が行われた。

最後に学長から，本日は，両監事に陪席いただきしており，今後も可能な限り陪席いただくこととしたいので，ご承知置き願いたい旨発言があった。

議題1 平成16年度補正予算案について（資料1）

学長から，今年度の予算については，授業料などの学生納付金を中心とした収入予算額を見直し，補正予算を編成したいと考えているので，総務担当副学長及び財務課長から説明の後，審議願いたい旨発言があった。

次いで総務担当副学長及び財務課長から，配付資料1に基づき，平成16年度補正予算の編成方針及びその概要について説明の後，学長から，平成16年度補正予算について配付資料1のとおり提案があり，審議の結果，原案どおり了承され，役員会で附議することとなった。

○ 説明要旨

- ・ 重点施策を反映した補正予算編成とした。
- ・ 予算責任者のもと，機動性のある予算執行を可能とする。
- ・ 人件費・物件費とも一定のルールの下に繰り越しを認める。
- ・ 学生納付金（授業料）収入等については，減額補正する。
- ・ 支出予算については，学長の予算編成方針に基づき編成する。
- ・ 原則，各予算責任者から各目別所要額を提出させ，これらの執行状況を検証するとともに，可能な限り節約に勤める。
- ・ 予算の繰り越しが可能となったことから，人件費の残余については原則繰り越すこととする。

- ・ 札幌サテライト経費については、必要最小限の分を物件費の残余、学長政策経費、予備費により編成することとし、これらを持ってしても不足額が生じる場合には、本年度限りにおいて、人件費の残余から編成する。
- ・ 予備費については、入試経費の補填及び札幌サテライト経費に組み入れるほか、再度3,000千円を予備費として計上し、今後学長の判断により執行する。

議題2 学内教員定員管理の基本的枠組みについて（資料2）

学長から、教員の人件費は、国立大学は今年3月まで、教授、助教授及び助手別の定員数に応じて予算措置されていたが、法人化後、「定員」という概念が無くなり、一定のルールに基づき算出した運営費交付金として人件費が示されるのみとなった。しかしながら、人件費のみによる人員管理が困難なことから、本学独自で定員を設けて管理することとし、先月開催した教育研究評議会で学内の教員定員管理の基本的な枠組みが承認されたので、総務担当副学長からその内容について説明の後、審議願いたい旨説明があった。

次いで総務担当副学長から、配付資料2に基づき、本学における教員の人件費の現状とその現状に即した定員管理の基本的な考え方等について説明の後、学長から、学内教員定員管理の基本的枠組みについて配付資料2のとおり提案があり、審議の結果、原案どおり了承され、役員会で附議することとなった。

○ 説明要旨

- ・ 順調に採用計画が達成され、更に効率化係数の適用を考慮した場合、教員の人件費は、かなり厳しい状況になる。
- ・ 現員の大幅な増加を抑制するため、採用保留ルールの適用により、3名の採用保留数を維持する。
- ・ 教員の配置を必要とする将来計画に備えるために、学長手持ち定員を2名確保する。
- ・ 教授定員のうち一定数を大学全体枠として設定することにより、教育研究の実績、経験が充分にありながら、所属学科等に教授ポストに空きがないため昇任できない教員がいる一方で、他学科では教授ポストに空きがあるという状況がある程度緩和できる。

議題3 学長選考会議構成員の欠員補充について（資料なし）

学長から、学長選考会議については、経営協議会の学外委員のうちから選出された者3名と教育研究評議会の評議員のうちから選出された者3名の計6名で構成することとなっており、経営協議会の学外委員から選出する3名として、逢坂委員、鎌田委員、木梨委員をお願いしていたが、木梨委員がお亡くなりになられたため、後任として作田委員を選出したい旨提案があり、審議の結果、承認された。

議題4 国立大学法人小樽商科大学職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程について（資料3）

議題5 国立大学法人小樽商科大学職員給与規程の一部改正について（資料4-1, 4-2）

議題6 国立大学法人小樽商科大学職員退職手当規程の一部改正について（資料5）

議題7 国立大学法人小樽商科大学非常勤職員就業規則の一部改正について（資料6）

学長から、議題4から議題7までについては、法人化に伴い、新たに整備した規程の制定及び人事院勧告に基づく職員給与規程等の一部改正に係る案件なので、総務課長から、内容について説明の後、審議願いたい旨説明があった。

次いで総務課長から、配付資料3から6規程制定の趣旨及び一部改正の理由等について説明の後、学長から、議題4から議題7までについて一括して提案があり、審議の結果、原案どおり承認された。

○ 説明要旨

- ・ 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程の制定（資料3）

職員給与規程第6条第2項に基づき制定するもので、国家公務員相当の初任給等の基準にするため、人事院規則を準用するものである。

- ・ 職員給与規程の一部改正（資料4-1）

通勤手当に関する規定の改正であり、JR通勤を例に挙げると、従来1か月定期券相当額で支給していた手当を、6か月定期券相当額で一括支給することにより、低廉な定期券とするものである。

- ・ 職員給与規程の一部改正（資料4-2）

- ・ 非常勤職員就業規則の一部改正（資料6）

寒冷地手当に関する規定の改正であり、支給方法をこれまでの一括支給から11月から翌3月までの月払いにし、更に支給額を6年間で4割削減するものである。

- ・ 退職手当規程の一部改正（資料5）

例えば、本学の職員が他の国立大学法人等の職員となった場合、他の国立大学法人等の職員が本学の職員となった場合、及び本学の職員が退職し、引き続き、国家公務員となった場合における、退職手当算定の基礎となる在職期間の通算について定めたものである。

議題8 その他

1) 特定の収入事業で獲得した収入源を、実施した学科等にインセンティブ配分するための申合せについて（案）（追加議題）（別添資料）

総務担当副学長から、別添資料に基づき、申合せの内容について説明の後、学長から、提案があり、審議の結果、原案どおり承認された。

○ 説明要旨

- ・ 「目標を超えた収入額を獲得した予算執行部門には、収入見合い額を配分する等のインセンティブを反映させる予算管理システムを検討する。」という今年度の年度計画を実施するために申合せを策定した。
- ・ 収入額から実費支出額を差し引いた残額を事業を実施した学科等に研究費として

配分するものである。

- ・ 残額の85%を実施した学科等に、15%は大学に配分する。
- ・ 本申合せの適用を受ける収入事業は、現在のところ、MBAセミナーのみである。

2) 次回の開催日程について

学長から、全国的な問題でもあるが、授業料標準額の改訂に伴う本学の対応について審議したい。早急に結論付ける必要があることから、1月上旬でスケジュールの調整をさせていただき旨説明があった。

以 上